

## 千葉県社会福祉法人地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市を所轄庁とする社会福祉法人（以下「法人」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第55条の2第6項に定める意見聴取を中立公正かつ円滑に行えるようにするため、また、地域福祉の推進体制の強化を図るため、千葉県社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

### (協議の対象)

第2条 協議の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人が実施を予定している地域公益事業（以下「事業」という。）に関する事。
- (2) 地域の福祉課題に関する事。
- (3) 地域に求められる福祉サービスの内容に関する事。
- (4) 関係機関との連携に関する事。
- (5) その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関する事。

### (組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別表1に掲げる者とする。

2 委員に事故あるときは、当該委員の指名した者がその職務を代理する。

3 協議会に座長を置き、座長は、保健福祉総務課監査指導室長をもって充てる。

4 座長に事故あるときは、座長の指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、保健福祉総務課監査指導室に置くものとする。

### (個人情報の保護)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

行政 委員	保健福祉総務課監査指導室長
	地域福祉課長
	協議の対象となる法人の指導及び監督を所管する課長
外部 委員	千葉県社会福祉協議会の推薦する者